

Ⅲ 表1 【非課税対象施設一覧表】

根拠法 (地方税法)	対象	要件等	資産 割	従 業 者 割	関係条文		具体例
					地方税 法施行 令	地方税 法施行 規則	
701の34 ①	国及び公共 法人	国及び法人税法に規定す る公共法人	○	○			法人税法別表第1に掲げる法人 地方公共団体、土地区画整理組合等
〃 ②	公益法人等	法人税法に規定する公益 法人等又は人格のない社 団等が行う収益事業以外 の事業	○	○	56の22 56の23		法人税法別表第2に掲げる法人 (学校法人、宗教法人、社会福祉法人、公益財団法人 人、一般財団法人)、NPO法人等 ※収益事業の部分については除外
〃 ③(3)	教育文化施 設	博物館法第2条第1項に規 定する博物館、その他政令 に定める図書館、幼稚園	○	○	56の24		博物館、図書館、幼稚園
〃 ③(4)	公衆浴場	道府県知事が入浴料金を 定める公衆浴場	○	○	56の25		知事が入浴料金を定める一般公衆浴場(サウナ等は 除外)
〃 ③(5)	と畜場	と畜場法に規定すると畜場	○	○			獣畜をと殺又は解体するための施設
〃 ③(6)	死亡獣畜取 扱場	化製場等に関する法律に 規定する死亡獣畜取扱場	○	○			死亡獣畜を解体、埋却又は焼却するための施設(市長 の許可を受けたもの)
〃 ③(7)	水道施設	水道法に規定する水道事 業者の管理に属する水道 施設	○	○			水道事業者の管理する取水・貯水・導水・浄水・送水・ 配水等の施設
〃 ③(8)	一般廃棄物 処理施設	廃棄物の処理及び清掃に 関する法律の規定による許 可、認定、又は市町村の委 託を受けて行う一般廃棄物 の収集、運搬又は処分の 事業の用に供する施設	○	○			市長の許可又は市の委託を受けて行う一般廃棄物の 収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設
③(9)	病院・診療所 等	医療法等に規定する病院 及び診療所、老人保健法 に規定する老人保健施設 並びに看護師、准看護師、 歯科衛生士その他医療関 係者の養成所	○	○	56の26		病院、診療所、 医療法人が設置する介護老人保健施設、 医療法人が設置する看護師・准看護師・歯科衛生士・ 保健師・助産師・診療放射線技師・歯科技工士・理学 療法士・作業療法士・視能訓練士・あん摩マッサージ 指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師・臨床検査技師 の養成所、介護医療院
〃 ③(10)	保護施設	生活保護法第38条第1項 に規定する保護施設で政 令で定めるもの	○	○	56の26 の2		救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所 提供施設等
〃 ③(10)の2	小規模保育 事業	児童福祉法第6条の3第10 項に規定する小規模保育 事業の用に供する施設	○	○			小規模保育施設
〃 ③(10)の3	児童福祉施 設	児童福祉法第7条第1項に 規定する児童福祉施設で 政令で定めるもの(次号に 該当するものを除く)	○	○	56の26 の3		助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童 厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発 達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援 施設、児童家庭支援センター、里親支援センター
〃 ③(10)の4	認定こども園	就学前の子どもに関する教 育、保育等の総合的な提 供の推進に関する法律第2 条第6項に規定する認定こ ども園	○	○			幼保連携型認定こども園

〃 ③(10)の5	老人福祉施設	老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設で政令で定めるもの	○	○	56の26 の4		老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター
〃 ③(10)の6	障害者支援施設	障害者自立支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設	○	○			障害者支援施設
〃 ③(10)の7	社会福祉事業用施設	社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設で政令で定めるもの(第10号から第10号の6までに掲げるものを除く)	○	○	56の26 の5		放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、妊婦等包括相談支援事業、乳児等通園支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業の用に供する施設等
〃 ③(10)の8	地域包括支援事業用施設	介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業の用に供する施設	○	○			地域包括支援センター
〃 ③(10)の9	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業	児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設	○	○			家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業
〃 ③(11)	農林漁業生産施設	農業、林業、漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設	○	○	56の27	24の3	農作物育成管理用施設、ビニールハウス、蚕室、樹苗養成施設、畜舎、家畜飼養管理用施設、農舎、農産物乾燥施設、農業生産資材貯蔵施設、たい肥舎、サイロ、きのこ栽培施設等
〃 ③(12)	農業協同組合等共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設	○	○	56の28	24の4	(ア)農林水産業者の共同利用に供する施設で生産の用に供するもの (イ)(ア)以外の農林水産業者の共同利用に供する施設のうち、国の補助又は農林漁業金融公庫等の資金貸付を受けて設置される保管、加工又は流通用の施設、農林水産業者の研修施設等
〃 ③(14)	卸売市場等	卸売市場、付設集団売場、指定場所保管施設	○	○	56の29	24の5	中央卸売市場、地方卸売市場、 (株)日本政策金融公庫法別表第1第9号の中欄に規定する付設集団売場等、卸売市場法第39条ただし書きの規定により指定された指定場外保管場所等
〃 ③(16)	電気事業用施設	電気事業法に規定する一般送配電事業、送電事業、配電事業※、発電事業又は特定卸供給事業※の用に供する一定の施設 ※令和4年4月1日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び令和4年以後の年分の個人の事業に対して課すべき事業所税について適用する。	○	○	56の32		左記に記載する電気事業の用に供する電気工作物並びに当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査または操作のために必要な施設
〃 ③(17)	ガス事業用施設	ガス事業法に規定する一般ガス導管事業又はガス製造事業の用に供する施設	○	○	56の33		ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備、排送機、圧送機、整圧機、導管、受電設備等

〃 ③(18)	中小企業 集積の活 性化等事 業用施設	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する一定の事業を行う者が、都道府県又は同機構から同号ロの資金の貸付を受けて設置する特定の施設	○	○	56の34	24の5 の2	(ア)一定の事業…独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第2条第1項第2号から第4号までに掲げる事業のうち特定のもの (イ)特定の施設…工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫及び共同施設並びにこれらの附属施設で、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第2条第1項に規定する中小企業者が行う連携集積活性化事業の趣旨に沿って利用される施設 中小企業者の事業の共同化に係る事業の用に供する中小企業高度化資金の貸付を受けて設置した工場、店舗、倉庫等(高度化資金を償還中の場合に限る)
〃 ③(19)	中小企業 の総合特 別区域に おける施 設	イ 総合特別区域法第2条第2項第5号イに規定する事業を行う中小企業者が市区町村から同号イの資金の貸付を受けて設置する施設で特定のもの ロ 総合特別区域法第2条第3項第5号イに規定する事業を行う中小企業者が市区町村から同号イの資金の貸付を受けて設置する施設で特定のもの	○	○	56の35	24の5 の3 24の5 の4	工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫及び共同施設並びにこれらの付属設備
〃 ③(20)	鉄道事業 用施設	鉄道事業者又は軌道経営者が本来の事業の用に供する施設で、事務所、発電施設以外の施設	○	○	56の36		営業所、停車場、運転指令所、信号所、車庫、貨物庫、変電所、配電所、開閉所、巻揚所、監視所、駐在所、修理工場、資材機械の貯蔵倉庫等(変電所、発電施設を除く)
〃 ③(21)	一般自動 車運送事 業等施設	道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業法に規定する一般貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業法に規定する鉄道運送事業者の行う貨物運送取扱事業、及び同法に規定する航空運送事業者の行う第二種貨物利用運送事業を営業者がその本来の事業の用に供する施設で事務所以外の施設	○	○	56の37		営業所、案内所、出札所、待合室、指令所、車庫、洗車場、整備工場、従業員用の仮眠室等、荷捌き施設等、保管庫、荷扱所、上屋、労務員詰所等(事務所を除く)※一般乗合旅客自動車運送事業…貸切バス事業以外の乗合バス事業 一般貨物自動車運送事業…他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業
〃 ③(22)	自動車ター ミナル用 施設	自動車ターミナル法に規定するバスターミナル又はトラクタターミナルの用に供する施設で事務所以外の施設	○	○	56の38		施設誘導道路、操車場所、停留所等、駐車場、洗車場、給油場、検車場、乗降場等(事務所を除く)※自動車ターミナル法第3条の許可を受けて経営する自動車ターミナル事業の用に供する施設
〃 ③(23)	国際路線 航空事業 用施設	国際路線就航の航空機が使用する公共飛行場に設置される施設で、当該国際路線に係るもの	○	○	56の39	24の6	格納庫、運行管理施設、貨物取扱施設、旅客カウンター、チケットロビー、キャッチャールーム、手荷物取扱施設等
〃 ③(24)	電気通信 事業用施 設	電気通信事業法に規定する電気通信事業の用に供する施設	○	○	56の40	24の6 の2	電気通信事業法に規定する無線通話装置を用いる事業以外の電気通信事業を営む事業者のうち、総務省告示で指定された事業者の施設(事務所・研究施設・研修施設を除く)

〃 ③(25)	一般信書事業	民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設	○	○	56の40の2	24の6の3	信書便物の表示、区分、転送、還付及び管理の用に供する施設
〃 ③(25の2)	郵便事業	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法に規定する業務の用に供する施設	○	○	56の40の3	24の6の4	(ア)郵便物の送達の用に供する施設、郵便切手類の販売又は印紙の売りさばきの用に供する施設 (イ)郵便窓口業務又は印紙の売りさばきの用に供する施設
〃 ③(26)	勤労者の福利厚生施設	事業を行う者が設置する専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設	○	○	56の41	24の7	P.21参照
〃 ③(27)	路外駐車場	駐車場法に規定する道路の路外に設置される一般公共の用に供される路外駐車場	○	○	56の42	24の8	下記の施設からおおむね200m以内の距離に設置されるもので、時間貸等で不特定多数の者の利用に供される一般公共の用に供される路外駐車場 (ア)駅等の交通施設 (イ)美術館、図書館、博物館等の文化施設 (ウ)都道府県庁、市役所等の公的施設 (エ)商店街、大型店舗(大型店舗に併設される路外駐車場にあつては、他の大型店舗に限る) (オ)病院、ホール、スポーツ施設、公園、大学 (カ)その他公益上必要な施設
〃 ③(28)	自転車、原動機付自転車駐車場	道路交通法に規定する原動機付自転車又は自転車の駐車施設で都市計画に定められたもの	○	○			(ア)道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付き自転車 (イ)同項第11号の2に規定する自転車のための駐車のための施設で都市計画法第11条第1項第1号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの
〃 ③(29)	高速道路事業用施設	各高速道路株式会社が高速道路の新設又は改良、高速道路について行う維持、修繕その他管理等の一定の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設	○	○	56の42の2		高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等の用に供する施設(事務所、パーキングエリアを除く)
〃 ④	消防用設備等・防災施設等	特定防火対象物に設置される消防用設備等又は防災施設等	○	—	56の43	24の9	P.22参照
〃 ⑤	港湾運送事業用施設	港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で、労働者詰所及び現場事務所に係る従業者給与総額	—	○	56の46	24の10	港湾運送事業の用に供する労働者詰所及び現場事務所に於いて、港湾運送の業務に従事する労働者の従業者給与総額